

## 裁判についてのQ&A

### Q1 誰でも原告になれますか？

すべての原発を止める一環として玄海原発を止めることに賛同する方は誰でも原告になれます。政党や宗教、思想は問わず、個人の資格で原告になるものとします。九州以外にお住まいの方、20歳未満の方も原告になれます（20歳未満の方が原告になる場合は、訴訟委任状の記載方法をお尋ねください。）。

### Q2 原告になる手続きを教えてください。

原告参加申込書に必要事項を記入して、訴訟委任状と一緒に下記の郵送の原告参加費用5000円を下記口座にお振り込みください。

【送付先】 〒830-0032 福岡県久留米市東町1-20 大和ビル2階

久留米第一法律事務所 電話 0942-38-8050 Fax0942-38-0850

【振込先】 西日本シティ銀行 東久留米支店 普通預金 口座番号1 2 6 9 4 9 9

名義:久留米第一法律事務所 代表者 弁護士 馬奈木昭雄

(くるめだいいちほうりつじむしょ だいひょうしゃ べんごし まなぎあきお)

原告参加申込書・訴訟委任状・原告参加費用5000円を久留米第一法律事務所、たかはし法律事務所、からたち法律事務所にご持参いただいても申し込むことができます。

### Q3 原告になったら、原告になったことが他の人にもわかりますか？

一般的に公表されることはありませんが、被告の国や九州電力には原告になったことが知られます。裁判は応援したいけど色々な事情で原告になれない方は、カンパでの応援をお願いいたします。

### Q4 原告になったら、何をすればいいのですか？

裁判所に私たちの声を届けるためにも、ぜひ裁判の傍聴にお越しください。ただ、裁判に来ることは義務ではありません。

### Q5 原告になるのにお金はいりますか？

原告参加申込み時に参加費用5000円が必要です。この5000円は裁判に提出する訴状に添付する印紙代等に充てられますので、訴訟提起後に原告団をやめられても、参加費用はお返しできません。

### Q6 この裁判の呼び掛け人は、どのような方がなられていますか？

現時点での呼び掛け人は、次の方々です。

長谷川 照 (前佐賀大学学長・原子核理論学)

半田 駿 (佐賀大学教授・地球物理学)

豊島 耕一 (佐賀大学教授・原子核物理学)

三好 永作 (九州大学名誉教授・理論化学)

森 正明 (元九州大学教授・臨床薬学)

上原 周三 (九州大学名誉教授・放射線医学)

岡本 良治 (九州工業大学名誉教授・原子核物理学)

石川 捷治 (久留米大学教授・政治史)

戸田 清 (長崎大学教授・環境社会学)

原田 正純 (元熊本学園大学教授・医師)

花田 昌宣 (熊本学園大学教授・水俣学)

宮本 憲一 (元滋賀大学学長・環境経済学)

畑山 敏夫 (佐賀大学教授・国際政治学)

蔦川 正義 (佐賀大学名誉教授・地域経済論)

樫澤 秀木 (佐賀大学教授・環境法)

長野 暹 (佐賀大学名誉教授・科学技術史)

津田 敏秀 (岡山大学教授・疫学・環境疫学)

矢ヶ崎克馬 (琉球大学名誉教授・物性物理学)

### Q7 その他のわからないことはどこに聞けばいいですか？

弁護団HP (<http://no-genpatsu.main.jp/>) をご覧ください。また、お電話でのお問い合わせは久留米第一法律事務所(TEL0942-38-8050)へ。